

## 生活保護申請＝変わった影響は・・・

10日間で156人申請 (大阪市内合計) →56人に同行者があった、と

### 生活保護申請数は変わらず、入居先の選択で色々有り、か？

ともかく申請することが大切、後のことは後のこと

4月23日朝日新聞朝刊によれば、14日から24日ま

での間に、居宅がない生活保護申請者は156人、そ

のうち56人に、NPOを名乗る男や不動産業者など

が同行していた、ということですが(大阪市の把握)。

156人中、151人は、市が用意した複数の民間

施設への入居や通所に同意。申請中で施設に入っ

ている人を業者が近くで待ち伏せ、経営するアパートへ

の入居を迫るケースもあったということです。

10日間で156人ということは、1ヶ月では3倍

の468人になると推定されます。昨年の申請件数の

1ヶ月当たりの平均は、500人でしたから、それと

比べると少し落ち込み気味ですが、同行もまだ結構あ

り、生活保護申請が落ち込んでいる傾向とはいえない

ように思えます。

ある人の、心配して曰く。「生活保護申請しようと考

えている。相談しているところがあり、入居先もそこ

の紹介で決めようと思う。それで問題となることはな

いだろうか。」

「そこは大丈夫なの」と聞くと

「十数人はそこから行って、問題があるとは聞

いていない。後の面倒見もいいということなので、安心

感があるのだが・・・」ということでした。

大阪市の狙いは、基本的に生活保護受給者が「食

物」にされることを防止したい、敷金等出費に見合う居

住環境を確保してもらいたい、ということだと思いま

す。堅苦しく言えば、生活保護受給者の「自立」の阻害

要因を除去したい、ということ。

ですから、無償で手助けをしてくれる団体・個人に

ついてまで、排除しようということではありません。相

談しているところや入居しようとしているアパート・

マンションが、過去の実績から見ても怪しげなところで

あれば、申請した段階で、別の部屋を探すようにいわ

れるでしょうが、そうでなければ、そのまま認められ

ると思います。

付け加えていえば、誰と同行しようと、困窮の事実が

あれば、生活保護申請そのものは受け入れられます。

ただ、入居先について、考え直すように言われる

だけです。この点、誤解のないように。入居先を適切などころに、変えればすむことです。生活保護申請が受け入れられないということではありません。

別の人の伝えて曰く、「日本橋の、不適切住居として新聞にも載った建物に入っている奴がボヤいてる。」

「なんで？、いいところに引越してできるし、へんな腐れ縁も切れるから、ボヤくことないんじゃない。」

「そう、そう言ってるだけけど、役所にいろいろ聞かれることが増えて、面倒くさいとボヤいてる。」

役所の窓口でのやり取りが苦手で、行政の手続きの流れに不案内な人にとって、やっと生活保護の手続きが終わったと

一安心したのに、余計なゴタゴタに巻き込まれた、と、いう気がするのは、わからないではありませんが、人は幾つにな

っても勉強、「山よりでっかいシシは出ん」、「為せば成る、ナセルはアラブの大統領（これがわかる人は、団塊の世代と

その前後の年令だけかな？」というではありませんか。「家を出るときに、親兄弟に迷惑をかけて出てきた。今に

なって、生活保護受けるのに、連絡がいつて、心配かけたり、恥かいたりするのは、もうひとつ気が乗らない」という人も

います。しかし、ものは考えよう、生活保護をバネに、新たな生活を築けば、安心してもらえ、見直してもらえ！

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。

不動産屋さん紹介の欄は廃止します。

※ 居所（アパート・マンション）を確保できていない人については、生活保護申請後の手続きの期間（通常2週間）、生活保護施設で待機することになりました。

※ アパート・マンションの探し方については、各施設の職員が手伝ってくれることになりました。したがって、夜間学校ニュースで不動産屋を紹介する必要がなくなりましたので、不動産屋さん紹介の欄は廃止します。

※ 生活保護申請後に、一時宿泊提供を受け、各施設職員の助言を参考に、住居を探してください。